資料３－⑦

環境省
Ministry of the Environment

# 生物多様性政策の進捗について

2024年9月
自然環境局

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
Re-Style
デコ活 くらしの中のエコろがけ
つなげよう、支えよう 森里川海
Plastics Smart

# 目次

１．奄美大島における特定外来生物フイリマングースの根絶について 【p.1】

２．国立公園における滞在体験の魅力向上事業の展開 【p.2】
　　第24回観光立国推進閣僚会議における関係発言要旨 【p.3】

３．自然共生サイトの法制化（生物多様性増進活動促進法） 【p.4】
　　地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 【p.5】

４．ネイチャーポジティブ経済移行戦略【p.6】

# 奄美大島における特定外来生物フイリマングースの根絶について

環境省

■令和６年９月３日に**奄美大島におけるフイリマングース（特定外来生物）の根絶を宣言**した。

■同島では昭和54年にハブ対策としてマングースが持ち込まれ、**平成12年には推定1万頭以上まで増加**。

■平成12年から環境庁（当時）及び鹿児島県（平成12年のみ）が本格的な防除事業を開始し、平成17年からは根絶達成を目的として専門家集団「奄美マングースバスターズ」を結成して計画的な防除を推進。

■その結果、平成30年５月以降マングースは捕獲されておらず、「令和６年度奄美大島におけるフイリマングース防除事業検討会」（令和６年９月３日）において、根絶が妥当と評価された。

■長期間定着したマングースを計画的な防除によって根絶した事例としては**世界最大規模**であり、生物多様性保全上の重要な成果として、今後、**各国での対策に様々な示唆を提供**する考え。

■**マングースの防除に伴い多数の在来種で分布の回復**が確認された。また、マングースによる**農業被害**は消失し、野生生物観光と農業の盛んな同島の社会経済にも好影響を与えている。

■世界的にも前例のない規模での成功事例として国内外の対策にも貢献するよう「成果により得られた知見」の整理・発信を進める考え。

フイリマングース

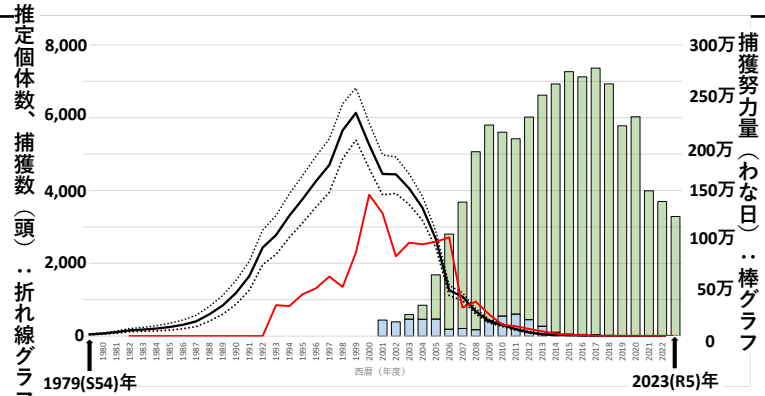


マングース推定個体数（黒線）、捕獲数（赤線）、
捕獲努力（棒グラフ:生捕りカゴわな・捕殺式筒わな）

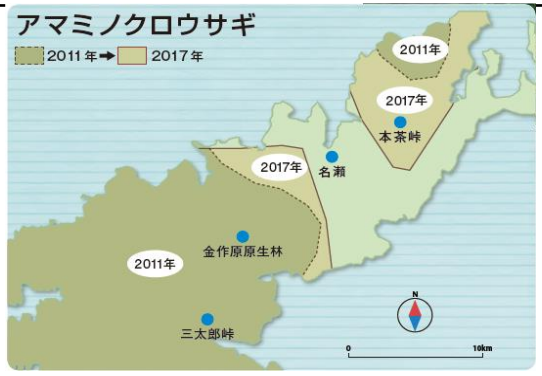


アマミノクロウサギの分布回復

# 国立公園における滞在体験の魅力向上事業の展開

環境省

（令和6年7月19日第24回観光立国推進閣僚会議　環境省資料より引用）

- 国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図るため、民間活用により滞在体験の面的な魅力向上に取り組む「先端モデル事業」を4公園で実施。

## 先端モデル事業（十和田八幡平、中部山岳、大山隠岐、やんばる）

民間の発想を活かした滞在体験の魅力向上をパッケージで実施

十和田八幡平国立公園休屋・休平地区における取組（イメージ図）

**滞在拠点の上質化**
**（廃屋撤去・利用施設の整備）**

推進体制
地域関係者による地域協働実施体制を構築

**自然環境保全**

連携

**利用の高付加価値化に係る基本構想策定**

**休屋・休平地区（利用拠点に選定）**

利用拠点マスタープラン等の作成

宿泊施設の方向性検討・継続的なサウンディング

**国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設の誘致**

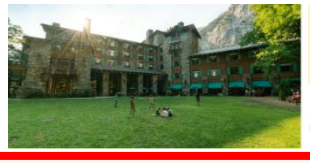

宿泊事業者公募

ヨセミテ国立公園ウェブサイトより

連携

提案

十和田湖1000年会議（地域協議会）

意見公募

地域内外の民間事業者からサウンディング

連携

**自然体験アクティビティ**

**プロモーション**

得られた知見を活用

## 更なる展開事業（全国各地）

○全国の国立公園（全35公園）において、地域の理解を得つつ、民間事業者の意向を把握し、各公園の特性に合わせて取組内容を調整した上で、民間活用による魅力向上の取組を展開。

- 順次、地方公共団体や民間事業者において滞在体験の魅力向上の取組に関心のある地域から、地域説明会やサウンディング調査をすみやかに実施。
- 並行して、学識経験者や民間事業者の意見を踏まえながら、全国展開に係るスキームや実施主体（民間事業者等）への協力・支援等の内容を検討。

国立公園制度100周年となる2031年までに、全ての国立公園で民間活用による魅力向上事業を実施

# 第24回観光立国推進閣僚会議における関係発言要旨

環境省

○環境大臣

・国立公園において、滞在体験の魅力向上に官民連携で取り組む先端モデル事業を実施している。この事業で得た知見も活用し、全国各地の国立公園で、順次、地域の理解を得つつ、高級リゾートに限定せず、宿泊施設の誘致を含む滞在拠点の上質化を図り民間活用による魅力向上の取組を展開していく。

（略）

○内閣総理大臣

・訪日外国人旅行者数は、６月が単月で過去最高の314万人となり、観光庁の推計では、2024年は、過去最高を大きく更新して、3500万人、旅行消費額も８兆円が視野に入る勢いである。2030年の訪日客数6000万人、旅行消費額15兆円の目標水準も視野に入る状況を踏まえて、「地方への誘客促進」と「オーバーツーリズムの未然防止・抑制」に取り組むことが重要である。

・まず、「地方への誘客促進」に向けて、次の５点に重点的に取り組んでいただきたい。

（略）

・第三に、ネイチャー・ツーリズムの視点から、全国35カ所の全ての国立公園において、先端モデル事業を踏まえ、国立公園制度100年を迎える2031年までに、地域の理解と環境保全を前提に、世界水準のナショナルパーク化を実現すべく、民間活用による魅力向上事業を実施していただきたい。

（略）

# 自然共生サイトの法制化（生物多様性増進活動促進法）

環境省

■ネイチャーポジティブの実現に向け、**民間等による取組を促進**することが重要。

■環境省では、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域**を**「自然共生サイト」として認定**する仕組みを開始し、令和５年度は**184か所を認定**。

■**ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、**「生物多様性増進活動促進法」が令和６年４月19日に公布**。自然共生サイト相当の**生物多様性が豊かな場所を維持**する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出する活動**も認定の対象に。

■あわせて、より多くの民間資金や人的資源を流入できるよう、**自然共生サイトを支援した企業等に「支援証明書」を発行する制度**（TNFD等への活用を見据えて設計）や、支援を受けたいサイトと支援を行いたい企業等のマッチングを促進する仕組み、専門的助言を受けたい活動者と有識者を仲介する仕組み、その他補助金の拡充等を検討。

## ＜生物多様性増進活動促進法の認定制度＞

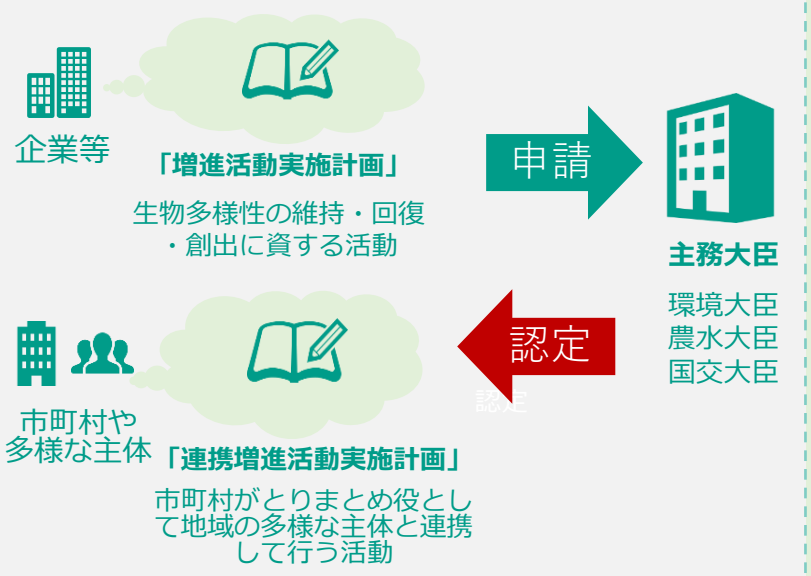


## ＜法律に基づく認定に先行する「自然共生サイト」の例＞

三井住友海上駿河台ビル
（東京都）

久保川イーハトーブ世界
（内、知勝院敷地内・自然再生実践地）
（岩手県）

東急リゾートタウン蓼科
（長野県）

日本製紙 鳳凰社有林
（山梨県）

つくばこどもの森保育園
（茨城県）

山川の海のゆりかご
（鹿児島県）

# 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要（令和６年法律第18号、生物多様性増進活動促進法）

環境省

**ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現**に向け、**企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、**主務大臣による基本方針の策定、**当該活動に係る計画の認定制度の創設**、認定を受けた活動に係る**手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等**を講ずる。

## ■ 背景

○ 令和４年12月に**新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定**し、**2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現**と、このために**陸と海の30%以上を保全する「30by30」**の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。**

○ また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。**

※１自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる　※２保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

## ■ 主な措置事項

### １．地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進　※維持、回復又は創出

#### （１）増進活動実施計画等の認定制度の創設

①**企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する**「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。

②**市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を**「連携増進活動実施計画」**として主務大臣が認定。

- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

#### （２）生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、活動者及び土地所有者等と**「生物多様性維持協定」**を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

#### （３）その他

- 市町村は②の作成、実施に係る連絡調整を行うための**「連携増進活動協議会」**を組織することができる。
- 地方公共団体は、**「地域生物多様性増進活動支援センター」**として、関係者間における連携及び協力のあっせん、有識者の紹介、必要な情報の収集・整理・分析、助言を行う拠点としての機能を担う体制を、**単独又は共同して確保**するよう努める。

### ２．その他

（１）(独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）

（２）生物多様性地域連携促進法の廃止

＜施行期日＞公布の日から起算して、１年を超えない範囲で政令で定める日

**豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ**

# ネイチャーポジティブ経済移行戦略(令和６年３月環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

環境省

- 生物多様性国家戦略・基本戦略３「ネイチャーポジティブ経済の実現」を具体化。
- 企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネスチャンスでもあることを、３つのポイントで整理

**①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例**
**②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素**
**③国の施策によるバックアップ**

を示し、個々の企業の行動変容を可能とし、その総体としてのネイチャーポジティブ経済への移行を実現。

※ネイチャーポジティブ経済：個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の流れの変革等がなされた経済

**不適切な水資源利用や化学物質の放出等**の結果、**株価の下落等の財務的損失**を被った企業も生じている（出所：When the Bee Stings （BloombergNEF2023）

**経済活動の自然資本への依存とその損失は、明確なリスク。社会経済活動を持続可能とするためネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）への移行が必要。**

## ①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

・事業活動上のリスク・機会を特定し。価値創造につなげるというプロセスを、企業既に気候変動などの分野で実践
**→ここに自然資本も組込み、TNFD等の情報開示を通じた**資金を呼び込み、企業価値向上に結びつける

・脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口から**ビジネス機会の創出が期待**
**→具体例と市場規模を提示**

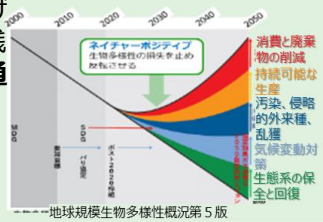

地球規模生物多様性概況第５版

## ②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

- **まずは足元の負荷の低減を**
- **総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励**
- **損失のスピードダウンの取組にも価値**
- **消費者ニーズの創出・充足**
- **地域価値の向上にも貢献**

## ③国の施策によるバックアップネイチャーポジティブ経営への移行に伴う 企業の価値創造プロセスと対応する国の施策）

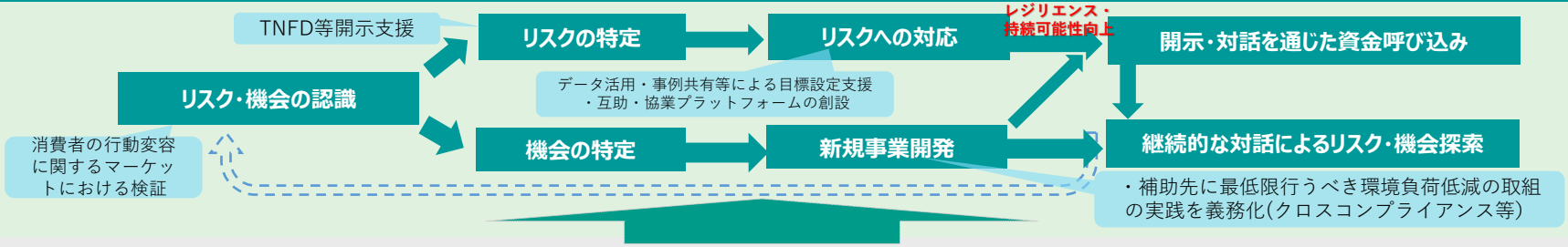


**プロセスを支える基盤**　**DXの進展/科学的知見の充実/国際社会における適切な評価/消費者を含む取組機運醸成・維持**